

# 資源有効利用促進法における取組について (指定再資源化製品：リチウム蓄電池関連)

2026年2月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

## **法律・政令改正関係**

**(概要：認定制度創設・指定再資源化製品への追加)**

# 資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

## ① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

## ② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

## ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

## ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

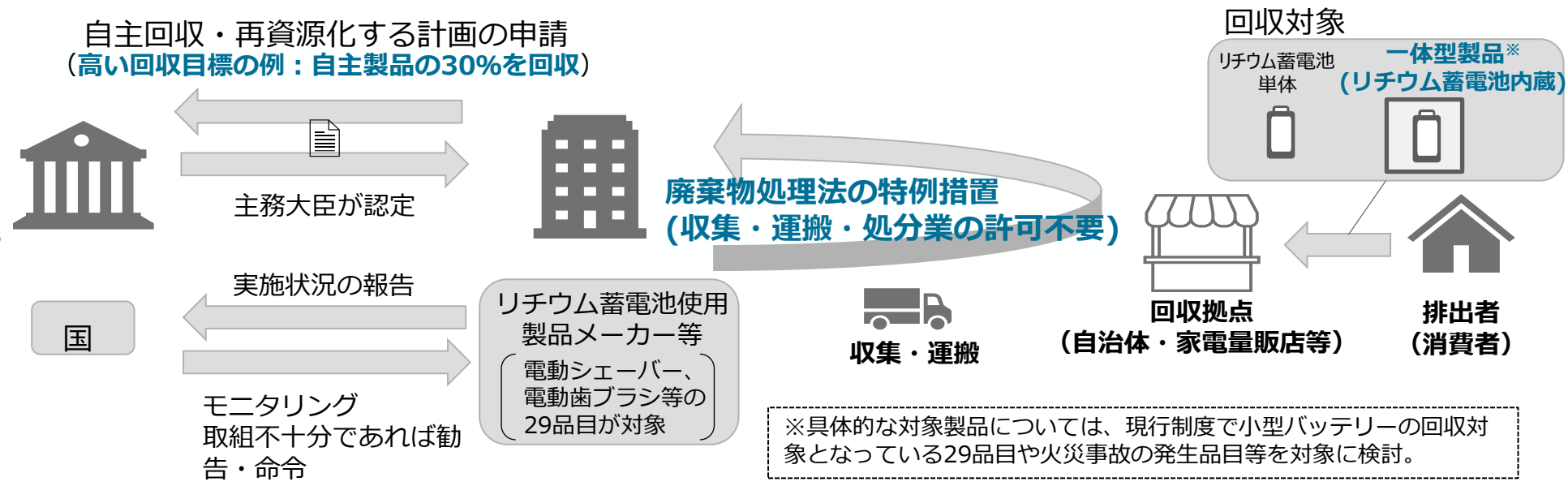
- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

# GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現制度では、小型リチウム蓄電池やその使用製品のメーカー等に、リチウム蓄電池の回収・再資源化を義務付け。
- しかしながら、
  - ① 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
  - ② 回収スキームが構築しにくい（広域回収には個別の自治体許可が必要）
  - ③ リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品の増加（一体型は義務対象外）  
こと等から、回収率が低い。
- リサイクル・廃棄物処理の現場で小型バッテリー起因の発火事故が増加、回収率向上の要請あり。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収を促進。一体型製品も、政令で義務の対象に追加予定。

**メーカー等による  
小型リチウム蓄電池回収の課題**

1. 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
2. 広域回収には個別自治体許可が必要
3. 小型リチウム蓄電池取り外し不可の一体型製品の増加



# 課題及び指定再資源化製品について

- リサイクル・廃棄物処理現場における小型リチウム蓄電池の**発煙・発火事故増加による回収促進が喫緊の課題**。**資源循環と安全性の両立**を図るため、**発火リスクの高い製品（指定再資源化製品）を早急に新たに指定し、メーカー等による回収率の向上を図る必要**。
- ※**指定再資源化製品**：製造事業者及び輸入販売事業者が、自主回収・再資源化を促進することが特に必要と政令で定められた製品。密閉形蓄電池を部品として使用する製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収・再資源化に取り組むことが求められている。

## 指定再資源化製品

（当該製品の自主回収・再資源化が求められる）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

## 指定再資源化製品を部品として使用する製品29品目

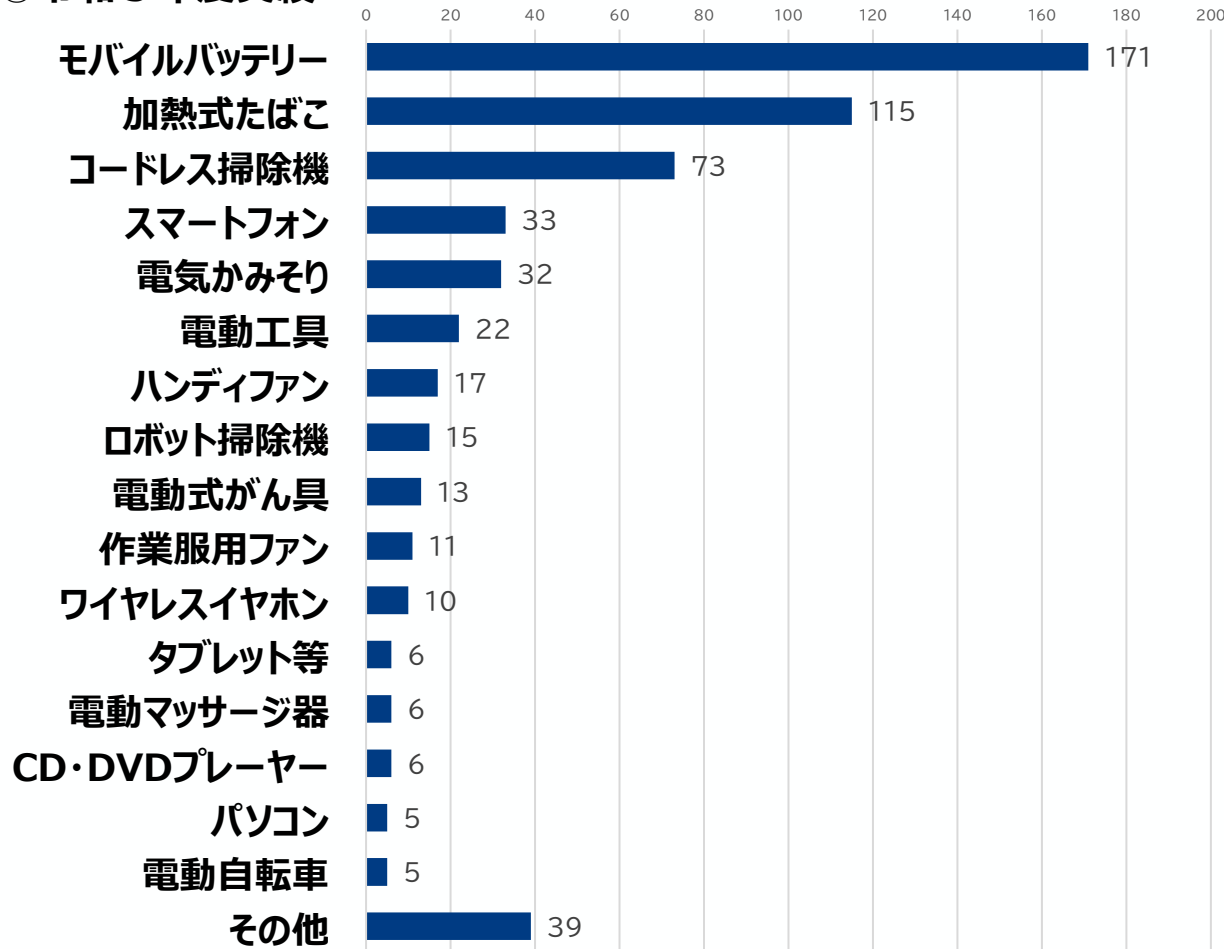
（部品として使用する密閉形蓄電池の自主回収・再資源化が求められる）

電源装置	コードレスホン	電気かみそり
電動工具	ファクシミリ装置	電気歯ブラシ
誘導灯	交換機	非常用照明器具
火災警報設備	携帯電話用装置	血圧計
防犯警報装置	MCAシステム用通信装置	医療用注入器
電動自転車	簡易無線用通信装置	電気マッサージ器
電動車いす	アマチュア用無線機	家庭用電気治療器
パーソナルコンピュータ	ビデオカメラ	浴槽用電気気泡発生器
プリンター	ヘッドホンステレオ	自動車型電動式がん具
携帯用データ収集装置	電気掃除機	

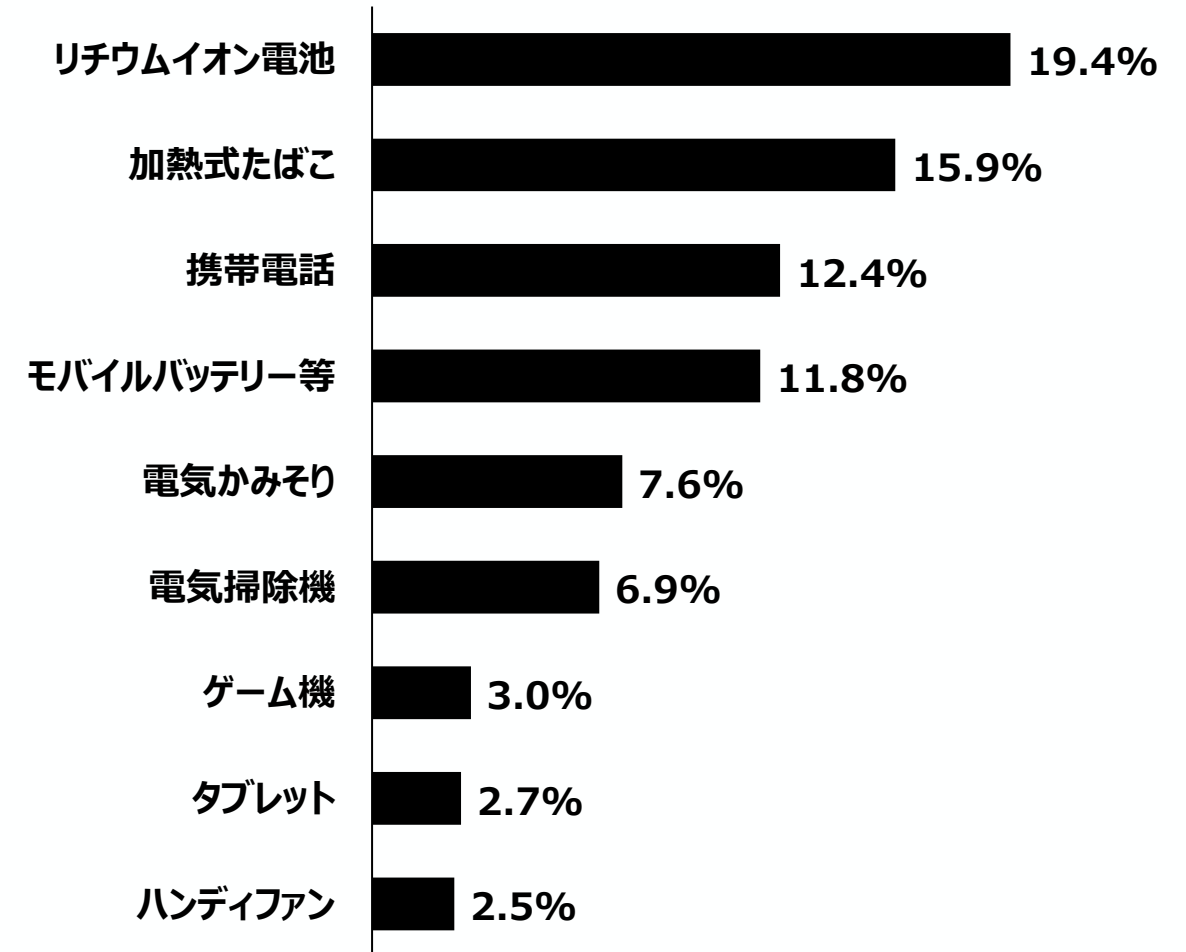
# リサイクル現場等における火災事故等の発生品目

## 火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○令和5年度実績



## 不燃ごみ等に混入しているリチウム蓄電池関係品目



(左図) 環境省調査：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

(右図) 総務省調査：リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

※「加熱式たばこ」はデバイスを指す。

# 指定再資源化製品の指定について

## 製品の選定

1. **政策的な必要性**：レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性）、リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性）。リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化が必要。
2. **技術的・経済的な対応可能性**：再資源化する技術が存在。販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBRC（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能。

→**業界ヒアリングを実施した上で、3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）などの品目を新たに指定**

### 指定再資源化製品（現行）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



### 指定再資源化製品（新たに追加）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

**電源装置**

**携帯電話用装置**

**加熱式たばこデバイス**

# 指定再資源化製品の指定について

- 指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定。

## <指定の考え方>

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要（※）	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人 J B R C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可

（※）リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品：家庭からの排出時におけるリチウム蓄電池の取り外し易さの観点

# 今後の点検の方向性について

- 2026年4月1日の改正資源法施行後も、必要に応じて制度の見直しを実施していく。点検の方向性は以下のとおり。
- ✓ **対象製品：**
  - **電気掃除機・電気かみそり**については、易解体性設計によりリチウム蓄電池を取り出しての回収を促進する方針であり、その回収の促進や易解体性設計の追求に係る取り組み状況等について、今後、定期的に経過観察を行い、その状況等を踏まえつつ、指定の必要性を検証することとする。
  - **ハンディファン等その他のリチウム蓄電池使用製品**については、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととする。

**認定制度に関する基準、指定再資源化事業者に関する判断基準  
(概要：主たる点)**

# 1. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準関係

## ○自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

i) 回収目標 (選択制)	(1) 申請時、初年度目の回収量(重量又は台数)を1とし、指標をもって複数年度の計画を策定。初年度の回収量実績報告により、回収目標が定量化されるため、必要に応じ、実績を踏えた目標の見直しを行う。
	(2) 申請時、認定前の期間や認定後の期間の生産量/販売量の総量(台数又は重量)に対する回収量(台数又は重量)の割合をもって複数年度の計画を策定。
	(3) すでに自主回収を行っている者については、過去の回収実績を踏まえて計画を策定。
ii) 認定のための判断基準等	(1) の場合、3か年又は5か年度計画を作成し、3年度目又は5年度目の回収量が初年度の回収量の30倍を超える回収量となるよう各年度の目標を設定。初年度の回収実績報告により、回収量が定量化されるため、事業者と調整を行い、回収量の増加を図るための取組などを前提に、回収量目標の見直しを行うものとする。
	(2) の場合も同様で、3年度目又は5年度目に回収量が30%を超える割合となるように設定。
	(3) の場合も同様であるが、回収量目標については過去の実績を踏まえてそれを超える回収量を設定。
	※当該判断基準については、施行後5年の法点検時に、自主回収に係る進捗状況等を踏まえて検証し、必要な見直しを行うものとする。
iii) 再資源化目標	現行の基準と同様に、製造事業者等に係る判断基準省令で定める再資源化目標を下回らない目標を自ら設定。

# 1. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準関係

## ○自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

- ・ 自主回収及び再資源化事業の内容（判断の基準及び報告に係る事項に限る。）

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（プラ循環法施行規則）を参考

見出し	事項（プラ循環法施行規則第17条参考）
自主回収・再資源化事業の内容の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>i) 指定再資源化製品の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。</li><li>ii) 収集した指定再資源化製品に含まれる資源を相当程度再資源化するものであること。</li><li>iii) 自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。</li><li>iv) 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。</li><li>v) 自主回収・再資源化事業の実施において、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。</li></ul>



(追加事項) ・ 対象とする指定再資源化製品を相当程度（高い回収目標で）自主回収するものであること。

# 1. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準関係

## ○自主回収・再資源化事業の実施の状況に関する報告

### 報告内容（プラ循環法施行規則第26条参考）

認定自主回収・再資源化事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項等を記載した報告書を主務大臣に提出。

- i) 当該一年間に収集した指定再資源化製品の種類ごとの回収量
- ii) 当該一年間に指定再資源化製品の再資源化により得られたものの種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- iii) 当該一年間に収集した指定再資源化製品のうち再資源化せず、再生利用されたものの種類ごとの重量及びその引渡し先
- iv) 当該一年間に収集した指定再資源化製品のうち再資源化されずに廃棄物として処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者



(追加事項) 自主回収を促進するために実施した取組内容

## 2. 指定再資源化事業者の判断の基準関係

### ○使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

#### 【表示関係】

- ✓ 指定再資源化製品については、自主回収している旨の消費者における認知のため、製品本体や製品に付属する取扱説明書その他の物品における表示又は記載、店頭ポスター、WEBサイト、DM／メルマガ、SNSなど様々な方法が考えられる。
- ✓ 必ずしも製品本体への表示を求めるものではないが、どのように消費者における認知を図るかは、製品に応じて、事業者において自主回収の実効を確保するための取組として求める。
- ✓ また、施行時点において、措置が講じられていない製品について、即基準違反とするような過度な扱いをするのではなく、運用として、その製造事業者等に対し、取組の実施・促進を求めていくこととする。

## 2. 指定再資源化事業者の判断の基準関係

### ○使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

#### 【回収目標の設定・公表等】

- ✓ 回収目標値の設定については、その達成状況を踏まえ、法に基づく指導・助言、さらには、勧告・命令・罰則を執行することに繋がるため、設定する目標値に係る合理性及び妥当性が不可欠であるが、現時点では、指定再資源化製品の流通形態や使用済指定再資源化製品の廃棄等の実態が不明であり、指定再資源化製品ごとに全国一律の合理的かつ妥当な目標設定を行うことは困難である。
- ✓ 一方、自主回収の実効の確保として、製造事業者等は、消費者が指定再資源化製品を廃棄する際に、適切に排出されるよう回収の促進に取り組む必要があり、また、行政においては、回収量を含めた取組状況を把握し、指導等の実施が求められるところである。なお、現行の下取り回収や二次流通市場を阻害することは意図していない旨配慮も必要。
- ✓ このため、当面の間は、指定再資源化事業者が自主回収に関する定量的な回収目標値を自ら設定し、その回収目標値の達成に向けた必要な取り組みを実施・公表することとする。
- ✓ 国は、この回収目標値を設定する際に必要となる考え方等をガイドラインとして整理するとともに、公表される自主回収量実績を集計し、日本全体としての自主回収の取組をモニタリングし、必要に応じて将来的に指定再資源化製品ごとに一律の回収目標値の法定化や安全規制としてのあり方の検討などに繋がるよう図っていくこととする。

## 2. 指定再資源化事業者の判断の基準関係（全体整理）

	電源装置 (リチウム蓄電池を使用した携帯用小型電源装置：モバイルバッテリー)	携帯電話用装置（スマートフォン、フィーチャーフォン、PHS）	加熱式たばこデバイス
①自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考とし、 <u>更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加</u>	パソコンの現行判断基準を参考とし、 <u>更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加</u>	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考とし、 <u>更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加</u>
②-1 再資源化の目標に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
②-2 再資源化の実施方法に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
③市町村との連携に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
④その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池とパソコンの現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定

※今回の指定再資源化製品への追加指定は、リチウム蓄電池の発火リスクに力点を置いたリチウム蓄電池の自主回収の促進のためのものであることを踏まえ、再資源化の実施方法としては「技術的及び経済的に可能な範囲で、再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすること」としつつ、再資源化の目標対象については、リチウム蓄電池に対するものとし、現行のリチウム蓄電池の割合（30/100）をもって規定することとする。